

滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業委託仕様書

1. 事業名

滋賀県子ども基本条例周知・啓発事業委託

2. 事業の目的

子どもの権利および滋賀県子ども基本条例について分かりやすく説明する動画の制作、また広報コンテンツの制作・発信を行うことで、子どもから大人まで幅広い層の関心と理解を深める。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

4. 事業の内容

- (1) 動画制作
- (2) インターネット広告等を用いた周知・宣伝

5. 事業の遂行について

(1) 動画制作

(ア) 内容

子どもの権利および滋賀県子ども基本条例について、子どもから大人までの幅広い層が理解を深められるよう、親しみやすくわかりやすく、また興味・関心を持ってもらえる動画を制作する。

制作にあたっては、別添の「滋賀県子ども基本条例パンフレット」を基にし、詳細な内容については県と協議のうえ決定する。

なお、制作した動画は、YouTube や SNS への掲載、ならびに研修・講演等（学校等での活用を含む）の場で使用することを想定している。

(イ) 種類

・以下の4パターンを作成すること。

- | | |
|---------------------|------|
| ① 小学生（4年生～6年生）向け動画 | 5分程度 |
| ② 中高生向け動画 | 5分程度 |
| ③ 大人向け動画 | 5分程度 |
| ④ ショート動画（中高生から大人向け） | 1分未満 |

(ウ) 企画・制作にあたっての留意事項

・動画の対象者に合わせて親しみやすくわかりやすい構成にし、視聴者の理解を深める工

夫および興味・関心を持続させる工夫を行うこと。

- ・企画、構成・シナリオ、イラスト等の制作について、県と調整を行うこと。
- ・色覚多様性など、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ・県作成のすまいる・あくしゅん公式キャラクター「にじはび」を活用すること。なお、別添の「にじはびイラスト一覧」および同キャラクターの着ぐるみを活用可能とする。
- ・8月に約1か月間、県が制作途中の小学生・中高生向けの動画について子どもたちの意見聴取を実施するため、当該実施に必要な素材を準備すること。あわせて、聴取した意見を適切に反映すること。なお、意見聴取に用いる素材は絵コンテ段階を想定しているが、詳細は受託者の提案を踏まえ、県と協議のうえ決定することとする。
- ・その他記載内容については、県と協議のうえ決定することとする。

(エ) 成果物の納品

- ・納品形式：mp4形式にしたDVD 1枚
*県の検査を受け、合格したものについて納品すること。
- ・納期：令和8年10月14日（水）

(2) インターネット広告等を用いた周知・宣伝

(ア) 広告の概要

- ・広報コンテンツを制作・発信し、5（1）の動画の認知度向上を図ること。
- ・原則として、SNSや動画配信などのインターネット媒体を活用すること。

(イ) 期間

- ・5（1）の動画配信に合わせて広告配信を開始すること。
- ・開始の目安は11月中とし、具体的な配信日時の決定後に期間を確定する。

(ウ) 配信結果報告

- ・業務完了報告書の提出にあわせて、広告の配信結果（表示回数、リーチ数、クリック数等）をまとめた資料を提出すること。

6. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (2) 本事業の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用する場合は、著作権法および契約書に定める取扱いによるものとし、問題が生じた場合は受託者の責任において適切に処理し、県に不利益が生じないようにすること。
- (3) 本事業における成果物の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、委託料の完済をもって受託者から滋賀県に譲渡されるものとする。ただし、委託料の完済前においても、受託者は必要に応じて県に対し著作物の利用を許諾するこ

と。

- (4) 制作した動画については、本事業の契約期間満了後も特に期限を定めず県が周知・啓発に使用することができるものとし、そのために必要な著作権にかかる手続き等は受託者が処理するものとする。また、これにかかる著作権使用料は本契約金額に含まれているものとする。
- (5) 受託者は、制作した動画の周知・宣伝に必要なデータを県に提供し、県の広報活動に協力すること。
- (6) 本事業の遂行のために県が提供した資料、データ等は本事業以外の目的には使用してはならない。
- (7) 本事業の処理上知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) その他、本事業の効果的な実施に必要な事項については、県と協議の上、定めるものとする。